

【原著論文】

女子剣道の誕生に果たしたしない競技の役割

新里知佳野¹⁾, 矢野裕介²⁾, 高野一宏³⁾, 八木沢誠¹⁾

¹⁾ 日本体育大学運動方法 (剣道) 研究室

²⁾ 日本体育大学大学院スポーツ文化・社会科学系研究室

³⁾ 西南学院大学人間科学部

The role of the *shinai-kyogi* in the birth of women's kendo

Chikano SHINZATO, Yusuke YANO, Kazuhiro TAKANO and Makoto YAGISAWA

Abstract: The purpose of this research was to clarify the role of the *shinai-kyogi* played in the birth of female kendo, focusing on how female kendo was born and accepted during the process of reviving kendo after the war. The results can be organized and summarized as follows:

Shinai-kyogi, kendo as a sport, was employed for the purpose of reviving kendo immediately after the war, and it targeted not only males, but also females. As a result, females who had rarely practiced kendo until the end of the war have been gradually interested in kendo, which was correlated with *shinai-kyogi*. Beginning around 1955, the number of females practicing kendo has increased little by little. Since then, it has led to the prosperity of female kendo, as seen today. In other words, because of the prohibition of kendo after the war, *shinai-kyogi* was born by Western rationality and Japanese traditional skills fused together. Because *shinai-kyogi* targeted not only males, but also females from the start, it paved the way for females to join kendo.

(Received: November 5, 2012 Accepted: January 18, 2013)

Key words: women's kendo, *shinai-kyogi*, history

キーワード：女子剣道, しない競技, 歴史

1. はじめに

日本における剣道人口は、平成 19 (2007) 年に全日本剣道連盟が行った「剣道人口国勢調査」¹⁾によると、有段者 148 万人、無段者 18.3 万人をあわせた 166 万人とされている²⁾。その中でも、現在活動中の剣道人総数は 47.7 万人、そのうち有段者は 29 万人であるが、そのうちわけを男女別にみると、男子が 77%、女子が 23% というように、その約 4 分の 1 を女子が占める状況にある³⁾。全日本剣道連盟に登録済みの有段者は 20% 近くしか活動してないとはいえ、活動人数の 4 人に 1 人が女子であることは注目に値する。

しかし、このような女子剣道の普及は戦後のことであり、その歴史は浅いといわねばならない。女子剣道は戦後復活した男子のための剣道を母体とするが、その男子のための剣道の復活は、戦後の剣道禁止の時代に剣道に代わるものとして「しない競技⁴⁾」が研究考案されたことに発するといわれている。このことは「現

在の剣道の原形が撓競技にあった」⁵⁾とされていることから知られるところである。このしない競技 (写真 1 参照) の考案は、敗戦後に GHQ によって剣道が「超国家主義を鼓吹し、軍国主義に協力した」⁶⁾ という理由で禁止されたために、その剣道禁止の解禁をねらってスポーツとしてのフェンシングをモデルにして考案されたのである⁷⁾。

すなわち戦前の剣道で使用されていた「四割りの竹を用いた竹刀に代わり、先端の三分の一の部分を三十二本、つぎの三分の一を十六本、つぎを八本というように細かく割り、先の部分を布または革で包んだ袋竹刀」⁸⁾を用いて、「防具をつけたふたりの競技者が、定められた規則に従って、互いに相手を打ち合い、得点を争う」⁹⁾ 競技形式のスポーツとして考案されたわけである。そのフェンシングのモデルは竹刀や防具の改良にとどまらず、服装にも及んだ。その競技規程に「服装は丈夫な布で作った上衣とズボンを用いる (女子はスカートにても可)」¹⁰⁾と示されているからも知ら



写真1 しない競技
「学校体育」第5巻第8号，体育日本社，1952，p.4より転載。

れよう¹¹⁾。この競技規程は「次代の剣道を生みだした橋渡し役として評価され」¹²⁾ただけでなく，女子のための剣道への橋渡しにもなったのである。

これまで女子剣道に関する史的 연구においては¹³⁾，昭和30年代以降の女子剣道大会，中でも昭和37(1962)年に開催された第1回全日本女子剣道優勝大会を女子剣道史の起点としているため，それ以前の女子剣道及び女子のしない競技の受容過程については残念ながらほとんど検討されてこなかった。また，学校教育制度史の枠組みにおいて女子の武道の実際について明らかにしたものや，大会記録等を整理する中で女子剣道について言及しているものがあるが¹⁴⁾，本研究で着目する女子剣道についてはどれも断片的にしか触れられていないものであり，詳細且つ緻密に取り組みられたものではなかった。

以上により本研究では，戦後剣道が復活する過程において，女子のために剣道がどのような過程を経て誕生したのかに着目し，女子剣道の誕生に果たしたしない競技の役割について明らかにするものである。

2. 戦前における女子の武術としての薙刀体操

江戸時代において女子は「武家の婦女子の心得（武家の婚礼用の道具）として礼儀作法の見習いや婦徳の涵養を目的として」¹⁵⁾薙刀を行っていたという。これは近世日本において薙刀は武家の女子の教養としての武芸へと昇華したことを物語るだけでなく，薙刀という武術を通して女子が運動することが公認されたことを意味する。しかし，西洋の身体訓練の基本形式を軍や学校に採り入れることになった近代日本（明治期）を迎えてからも，女子が運動することはタブーとされてきた。まして本邦の女子が伝統武術を行うなどとい



写真2 「日本體育會體操學校女子部薙刀體操之圖（日本體育會構内）」
小沢卯之助『薙刀體操法』宝文館，1903，口絵より転載。

うことは許されることはなかった。ところが，明治期における武術の体操化運動の進展に伴って，女子が武術を行うことが認められるようになっていった。西洋の近代医学に照らして健康な身体を形成するための合理的な運動が歓迎され，伝統武術であっても西洋医学からみて合理的運動であることが理解されれば，それは立派に近代体育の手段になりえたのである。明治20年代に入ってから，武術の体操化が促進され，女子のためには薙刀が「体操」の仲間入りし，西洋式身体訓練の一つの方法であるとみなされることになる。これを実現させたのが小沢卯之助であった¹⁶⁾。彼は薙刀の運動を西洋医学の基礎理論に裏付けられた「体操」の理論で説き，それを女子体育の一教材として正課採用させたのである。所謂，和洋折衷の「薙刀体操」（写真2参照）の誕生である。これは号令に合わせて一斉指導を行う方法が採用されている。ここに近代体育が選ばれた集団を効率的に教授する体操の指導法を垣間見ることができよう。

ともあれ，その後，明治43（1910）年には課外活動としてではあったが，女子のための体育に適した教材として初めて薙刀が取り上げられるようになっていく^{17,18)}。つづく大正2（1913）年には学校体操教授要目の課外における女子の教材に採用され¹⁹⁾，日中戦争に突入するころの昭和11（1936）年の第二次改正学校体操教授要目では，女子師範学校，高等女学校，女子実業学校の体操科教材に薙刀が加えられたことで²⁰⁾，女子体育としての薙刀は急速に普及していった。そして更には戦時体制が進む中で，昭和16（1941）年に国民学校の女児にも薙刀を課すことが認められた²¹⁾。その後，中等学校及び師範学校の女子に対してそれが必修科目として認められたことを受け，統一された薙刀の教授要目並びに実施細目が初めて示されることとなった²²⁾。これは戦時中に高揚したナショナリズムが女子

をして人前で運動することを公認する機会を提供したことを意味しよう。戦前における女子の武術は激しい移動運動を伴わない弓道とともに全身運動を伴う、薙刀が女子に占有化され、それらが剣道や柔道に先駆けて実施する武術として進展していたのである。

しかし、女子が剣道及び柔道という男性のための武術に触れる機会はほとんどなかった。それは、昭和11(1936)年に公布された第二次改正学校体操教授要目に「男子ノ師範學校、中學校及男子ノ實業學校ニ於テハ、剣道及柔道ヲ加フベク又弓道ヲ加フルコトヲ得女子ノ師範學校、高等女學校及女子ノ實業學校ニ在リテハ弓道、薙刀ヲ加フルコトヲ得」²³⁾と示されていることから明らかである。男女の武術がそれぞれに差別化され、男子に剣道と柔道を、女子に弓道と薙刀を課すこととなり、女子には剣道と柔道が教習されることはなかった。

3. 戦後のGHQによる武道禁止としない競技の考案

3-1. 学校武道としての剣道の禁止

このように、戦前に女子が剣道に親しむ機会はまったくなかったといつてよい。しかし、「戦後、学校剣道が復活し、男女共学が一般化した影響や、社会的にも女性があらゆる方面に進出する気運が生まれたのにあわせて、女性の剣道への取り組みが活発」²⁴⁾になり、全国各地で女子のための剣道大会が開催されるようになっていく。女子の最も歴史ある全国規模の剣道大会は、昭和37(1962)年に全日本女子剣道優勝大会の名称の下で行われている²⁵⁾。全日本剣道連盟が毎年5月3日に大阪市で開催している全日本都道府県対抗優勝大会の第10回大会を記念した他大会である。この大会が現在の全日本女子剣道選手権大会の第1回大会である。また全日本剣道連盟は、昭和30(1955)年に日本体育協会への加盟が承認されたことによって、同年秋の第10回国民体育大会から剣道は正式種目となった。なお、平成元(1989)年からそれまでの成年男子と少年男子(高校生)の二部制の下で行われていたのを改め少年女子(高校生)の部が加えられることになり、更に同9(1997)年には成年女子の部が設けられて、現在に至っている²⁶⁾。戦後、「女性が剣道界に進出し、女性の間に剣道愛好者が目立って増加したことは、戦後の剣道界の著しい特徴の一つ」²⁷⁾であるのみならず、剣道は「今や戦前のごとき女性の特殊な条件を備えたものではなく、だれもが出来る剣道として発展して来ている」²⁸⁾ことがわかるといえよう。しかし、女子が剣道を行うようになるには戦後の剣道界が被ったいくつかの困難な事態を経験しなければならなかった。そのひとつがGHQによる武道の禁止である。

昭和20(1945)年8月15日、日本の全面降伏によ

り第2次世界大戦は終結し、日本は占領軍(GHQ)の支配統治下に置かれた。その占領軍当局は「日本の国家主義・軍国主義思想やその体制の抜本的な除去にさまざまな占領政策をもって着手」²⁹⁾したが、「教育制度に関する改革はその最も甚だしいものの一つ」³⁰⁾であった。その中であって剣道は、「日本戦力潰滅の一方策として最も大きな弾圧を受けた」³¹⁾のである。

周知の通り、戦中の日本においては、戦意の高揚を図るために剣道がその一手段として利用され、また学校教育の中でもそれが正課(体錬科武道)として青年学徒に課されていた。そのため、占領軍の剣道に対する弾圧の手は、まず学校武道に及び、それを禁止したのである。所管の文部省は、「最初は全面的に剣道を禁止しようという考えはなく、何とかして緩和した形で存続させようとし、総司令部民間情報教育部と折衝をつづけ」³²⁾ていたが、その努力も水泡に帰し、昭和20(1945)年11月6日、文部省次官通牒(「終戦ニ伴フ体錬科教授要目(綱)ノ取扱ニ関スル件」発体80号)を発するに及んでいる³³⁾。

この通牒が発せられてから、剣道は学校における「正課の授業としてはもちろん、正課外の校友活動としても実施すること」³⁴⁾はできなくなったのである。しかし、本通牒は、剣道、柔道などを「学校の運動部としてではなく、愛好者が校内で練習することはその範囲外と解釈される面」³⁵⁾も含まれていたことから、埼玉県をはじめとして全国各地で誤解にこれを巡る摩擦や問題が頻発するようになった³⁶⁾。そこで文部省は、同20(1945)年12月26日付、体育局長名で通牒(「学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」発体100号)を発令した³⁷⁾。これは「学校内で武道を実施することは非公式にでも学生、一般人を問わず禁止され、道場は他の施設に転用され、道具類を保管することすら禁ずるといふ徹底した措置」³⁸⁾をとるものであった。そのため剣道をはじめとして柔道、薙刀、弓道などの武道は学校教育から完全に追放されるという悲運をかこうことになったのである。

3-2. 社会体育としての武道の禁止

先述したように、連合軍当局は日本の戦力潰滅のために武道の解消を意図し、学校教育から剣道及びその他の武道科目を除くことを文部省に指示したが、一般社会人の剣道に対しては、当初はこれといった圧力もなかった。また当時、社会体育を担当していた厚生省も、社会体育としての武道は温存する努力をしていた。厚生省より終戦直後の昭和20(1945)年10月25日付で、敗戦後の社会体育実施上の指針として通牒された「体育運動実施に関する件」には、「銃剣道、射撃、戦場運動並一般戦技訓練は之が実施を中止すること」³⁹⁾

とあるように、剣道、柔道、弓道に対する禁止措置は何ら講じられていないからである。加えてつづく同20(1945)年11月1日に厚生省健民局体錬課長から各都道府県体育主事宛に出された「戦後に於ける体力行政に関する件」においても、次に掲げる第三実施内容の(四)に記されているように⁴⁰⁾、むしろ「国民武道の指導奨励をうたっている」⁴¹⁾のである。

(四) 国民武道の指導奨励

武道は我国伝統のものにして青少年の最も愛好するものなり。特に質実剛健なる国民気風の旺盛なる士気の昂揚に役立つものなれば之が奨励の要あるも現下の諸情勢に鑑み左の方針により奨励す。

- 1 武徳会・団体の積極的活動に委ね町道場の復活を図ること。
- 2 国民の趣味嗜好に俟ち他のスポーツと同様競技的に指導すること。
- 3 保存武道として古武道と共に各流派、形、文献等の保存並に高齢者の優遇をなすこと。

しかしながら一方で、剣道を社会から排除しようとする状況は、「東北などの或る地方の司令官は独自の考えで警察、学校、個人からも剣道防具を全部提出させ焼却廃棄させた」⁴²⁾ように、「一般人の剣道防具の焼却を命じたり、所有者を罰したり、警察官の剣道を中央からの指令がないのに禁止したり、常軌を逸した苛酷な処置が」⁴³⁾多くみられるようになってきた。このように、連合軍当局は、一般社会人の剣道をも全面的に禁止する方向へと向かったのである。

そして昭和21(1946)年8月25日、ついに文部省体育局長は地方長官及び大学、高等学校長宛に「社会体育の実施に関する件」(発体95号)を発し⁴⁴⁾一般武道(剣道)に対する制限措置を取るに至っている。

この通牒では、個人の自由意志による稽古までは禁止されなかったとはいえ、剣道の公私における組織的活動が禁止されるとともに、「武道」という用語を使用することさえもが禁止されたのである。しかし結果として、この組織的活動の禁止と、先に通牒された学校関係における施設の使用禁止は、剣道が事実上の全面禁止になったことを意味したことから、「特に指導を職としていた専門家剣士にとっては、生活の途を絶たれたことになるという悲運」⁴⁵⁾をかこうことになる。更には、一般社会においても、それまで民間団体として武道全般を奨励してきた大日本武徳会が、同21(1946)年11月9日付の「財団法人大日本武徳会の解散等に関する省令」(内務省令第45号)により⁴⁶⁾、その解散を指示されたことで、学校においても社会においても「日本全国津々浦々まで隆盛を極めていたあらゆる武道が

まったくその姿を消」⁴⁷⁾すこととなったのである。

以上のように連合軍(GHQ)によって日本の伝統的武道の実施が禁止されたことから、剣道関係者たちは、その復活を果すべく、様々な努力を試みていく。その一つがスポーツとしての剣道、すなわち「しない競技」の考案とその普及活動であった。

3-3. 全日本撓競技連盟の設立としない競技の考案

終戦直後日本においては、連合軍当局の占領政策の一環として、学校剣道は全面的に禁止され、また学校外の一般社会剣道に対する制限措置がとられたこと等で、剣道は「全く中断されたかに見えたが、剣道愛好者の情熱が原動力となって復活を推進」⁴⁸⁾されていく。東京では、笹森順造らを中心とした東京剣道倶楽部が、昭和22(1947)年7月頃から「民主国家にふさわしい剣道の研究を始め、学校教育への剣道の早期復活と、敗戦でうちひしがれていた国民の士気を大いに鼓舞していた国民体育大会(二十一年より開始)への早期参加を実現すべく」⁴⁹⁾、連合軍当局と折衝をもち、助言を仰いだとされている。しかし、剣道が軍国主義的・威嚇的であり、その中でも特に掛け声が戦場における日本軍の呐喊攻撃を連想させること、足搦み、組討ち等が危険行為とみなされたこと、竹刀の構造が強固で、打突時に危険性があること、剣道をスポーツとして行うために明確な規則がないこと、服装や防具、竹刀に費用がかさみ、学生・生徒の負担となること等の理由から⁵⁰⁾、剣道を学校教育において行うことは認められなかった。

そこで笹森らを中心とする東京剣道倶楽部は、昭和24(1949)年10月30日、全国の同好の士に呼びかけ、第1回全国剣道競技大会⁵¹⁾を東京原宿の東京鉄道局で開催し、その後の会合で「新しい剣道競技の規則、審判法、普及方法等を話し合った」⁵²⁾結果、「従来の剣道の精神を生かしながら、過去の剣道に対する深い反省と、新しい時代にマッチした剣道を打ち出すべきであるとの結論」⁵³⁾に至った。そしてこの「結論に従って東京剣道倶楽部は新しい剣道の作成に取り組み、早く全国的な組織を作って公的に認めさせるべく」⁵⁴⁾動き出した。すなわち、武道を禁止した法令の解除を求め、剣道の学校での実施または日本体育協会への加盟等が検討されたのである。

ところが、この当時、剣道とともに中止になった柔道は昭和24(1949)年10月26日、弓道は翌25(1950)年8月2日に日本体育協会に加盟しており、そのうちの柔道においては既に昭和25(1950)年10月13日付の「学校における柔道の実施について」(文初中第505号)によって学校での実施が認められていたのである⁵⁵⁾。

それでは何故剣道のみがこのような扱いを受けたの

であろうか。それは、剣道が昭和 22 (1947) 年 4 月 11 日に極東委員会 (Far Eastern Commission) から出された、以下の「日本教育制度改革に関する指令」の第 10 項に禁止すべきものとされていたからである⁵⁶⁾。

すべての教育機関において軍事科目の教授はすべて禁止さるべきである。生徒が軍国調の制服を着用することも禁止さるべきである。剣道のような戦闘精神を助長する昔からの運動もすべて廃止せねばならぬ。体育はもはや「精神訓練」に結びつけられてはならない。純粋な徒手体操、訓練以外のゲームや娯乐的運動にもっと力を入れるべきである。もし軍務に服したことがあるものが体操教師として又体育スポーツに関係して採用されるときは慎重に適格審査をされなければならない。

つまり、この指令文にある「剣道のような戦闘精神を助長する昔からの運動」⁵⁷⁾という文言が「最後まで問題となり他の武道に比して立ち遅れた理由になった」⁵⁸⁾のである。そのため、この事情を知った東京剣道倶楽部は、以下のように⁵⁹⁾、しばらくの間、剣道の復活活動を断念せざるを得ないと考え、しない競技の考案へと方針を転換していった。

当時の占領下においては出先機関である進駐軍が如何に剣道を理解していてもその元締めである極東委員会がこの条文を消滅し、剣道と言う文字をなくさない限り、いかに剣道の内容を変えてスポーツにして見ても“剣道”という名称では絶対に不可能であった。このような情勢下において当時の剣道指導者達の間では剣道の復活を日本が独立するまで待つか、あるいは一歩前進して新しいものを生み出すかについて種々討論が行われた。その結果“従来の剣道”は他日を期することにして別に剣道の長所をとり、他のスポーツを参考にして、青少年の安全と、当時の経済事情を考慮に入れて新たに考えたのがしない競技であった。

昭和 25 (1950) 年 3 月 5 日、東京剣道倶楽部を中心とする全国の剣道関係の代表 30 名が参集し⁶⁰⁾、笹森順造を会長とする全日本撓競技連盟を結成し、東京にしない競技の完成とその普及に乗り出していく⁶¹⁾。

さて、このような経緯を経て考案普及されることになったしない競技は、従来の剣道と比較して、以下の 8 つの特色があるとされている⁶²⁾。

一、使用する撓は従来の四つ割の竹刀と異なり、全長の先の方の三分の一は三十二本、次の三分の一は

十六本、次は八本というように細かく割り、その全部あるいは鏝から上を布、革などで包んだ。

二、防具は軽装で感覚的にもスポーツ的なものとし、特に費用を安くすることに主眼をおいた。

三、稽古着、袴の必要はなく、シャツ、ズボンを使うこととした。

四、競技は一定の制限された区域内で行う。

五、競技は時間制を採用し、一定時間内で得点の多少で勝負を決めることとした。

六、一定の行為を反則とし、反則者には罰則を科することとした。

七、足揃み、体あたり、自然発生的以外の掛声を禁止した。

八、審判制を合理化するため三人制とし、その多数決によって採否を決定することとした。

しない競技において、上記のようにその外部を布や革で包んだ、いわゆる「袋しない」が使用された理由は、従来の剣道で用いられた「竹刀 (四割) より柔らかい撓 (十六割) は、打突されても痛みが少なく、安全と考えられ」⁶³⁾たことに加え、日本の古流 (剣術) に、それを使用した練習法が取り入れられていたからである⁶⁴⁾。

また、全日本撓競技連盟は、しない競技の特質として、「痛疼や怪俄の心配がないから小兒女子にも愛好される競技である」⁶⁵⁾ことや、「初心者から熟練者に至る技術に應じて、クラス別に試合を行うから老幼男女誰でもやれる」⁶⁶⁾こと等を挙げている⁶⁷⁾。つまり、しない競技は、男子のみならず女子をも含む多くの対象者を想定し考案されたといえよう。このことは、しない競技の競技規程に、「女子はスカートにても可」⁶⁸⁾と女子に対する服装が定められていることから明らかである。

以上を整理すると、しない競技は「大衆スポーツの立場から、簡易に、安価に、安全にできるという主旨のもとに、剣道を純粋スポーツの立場から考案」⁶⁹⁾されたもので、その「競技形式は、日本の古い時代に使用されたものからヒントを得て袋しないを使用し、剣道の得点制 (三本勝負) を時間制 (一定の時間の間に得点の多いものを勝ちとする法) にし、剣道の技術を破壊しない範囲内において武術的要素を取り除き、競技の安全性を計った」⁷⁰⁾ものであるといえよう。

4. 女子によるしない競技の誕生とその役割

全日本撓競技連盟は、昭和 25 (1950) 年の設立総会以後、しない競技の全国規模の大会を開催することや国民体育大会に参加することを通して、その普及に乗り出した。このことは、同連盟が設立時に定めた「全

日本撓競技連盟会則」の「目的及事業」に、「撓競技を振興し競技愛好者の体力の向上と各撓競技連盟相互の連絡親和とスポーツ精神の涵養を図る」⁷¹⁾ためには、「国民体育大会参加並び全日本撓競技選手権大会」⁷²⁾を実施しなければならないと掲げていたことから明らかである。とりわけ、「広く国民の間にスポーツを振興してその普及発達とアマチュアスポーツ精神の高揚とを図り、併せて国民の健康を増進し、その生活を明朗にしようとするもので、スポーツの広い基盤を育成しようとする」⁷³⁾趣旨のもとで開催される国民体育大会は、しない競技を普及する絶好の場であると考えられていた。

そのしない競技は、国民体育大会を主催する日本体育協会が監修し都道府県体育協会連絡競技会がまとめた『国民体育大会の歩み』によると、昭和27(1952)年10月19日から同23日の5日間にわたって福島、宮城、山形の3県で開催された第7回国民体育大会から、「オープン競技(公開競技)」として実施されている⁷⁴⁾。そこで、日本体育協会が作成した「第7回国民体育大会秋季大会」(大会プログラム)をみると、昭和27(1952)年10月20日と同21日の両日、福島県郡山市橋小学校においてしない競技が実施されていたことがわかる⁷⁵⁾(図1参照、表1参照)。

このように、しない競技は全日本撓競技連盟が設立されてから僅か2年で国民体育大会に公開競技として参加を果たすこととなったが、本大会で何より特筆すべきことは、表1からわかるように、男子によるしない競技(府県対抗一般団体、青年個人、一般個人)と併せて女子によるしない競技(一般個人)が実施され

ていることである。しない競技が男子のみならず女子をも対象に案出されたものであったということは前項で述べた通りであるが、本大会では確かに女子によるしない競技が実際に行われていたのである。ここに女子のためのしない競技の誕生をみておきたい。なお、その出場者は、多賀しげる(京都)、高野初江(神奈川)、斎藤春子(東京)、大和田穎子(埼玉)、蓮田美香(茨城)の5名であった⁷⁶⁾。

国民体育大会における女子のしない競技は、翌28(1953)年10月22日から同26日まで四国で開催された第8回国民体育大会においても、「一般女子個人府県対抗」という名のもとで実施されている⁷⁷⁾。本大会における女子によるしない競技の出場者は、多賀泰子(東京)、高野初江(神奈川)、佐野善子(愛知)、大和田穎子(埼玉)、石川一江(愛知)、野入明子(京都)、山尾陽子(大阪)の7名に加え、試合方式も男子と同じく予選と決勝戦が行われるようになったことにも着目しておきたい⁷⁸⁾。

ところで、昭和28(1953)年に開催された第8回国民体育大会では、「しない競技」部門に「高校生徒個人府県対抗」(男子)が新たに追加実施されたこと⁷⁹⁾、しない競技が学校におけるスポーツとしては一応全国的に軌道に乗ったかにも見えるが、実情は必ずしもそのように断定出来ないものがあった⁸⁰⁾。昭和27(1952)年10月に体育・スポーツとしての「新しい剣道」⁸¹⁾を推進する全日本剣道連盟が結成され⁸²⁾、同連盟の働きかけにより、翌28(1953)年7月7日付の文初中第385号により剣道が高校学校以上の学校において実施可能になると⁸³⁾、「大学ではいち早く剣道に転出するも



図1 大会プログラムの中表紙(「撓競技」)
「第7回国民体育大会秋季大会」日本体育会, 1952, p. 153より転載。

表1 第7回国民体育大会におけるしない競技の実施日程と内容*

期日	時間	行事予定
10月20日	8:00	開会式
	9:30	府県対抗一般団体予選
	14:00	青年個人予選
	15:30	男子一般個人予選
10月21日	9:20	男子一般個人決勝
	10:00	青年個人決勝
	10:40	女子一般個人決勝
	11:20	府県対抗一般団体決勝
	13:30	男子一般個人決勝
	13:50	青年個人決勝
	14:00	府県対抗一般団体決勝
	14:50	表彰式

*「第7回国民体育大会秋季大会」日本体育会, 1952, p. 155より作成。

のが続出、高校でもしない競技に対する関心が次第にうすれて、剣道に移行するものが増加する情勢⁸⁴⁾にあったからである。また、しない競技は「剣道が学校体育の中に採用されていなかった過渡期のために、しかも剣道形式と多くの共通点を持っているために全く新しいスポーツとして登場したとは云え、剣道の学校採用を待望する関係者にとつてはこれに代わるものとして実施して来た場合が考えられ⁸⁵⁾、しない競技から剣道へと関心が移行することは必然的な流れとなった⁸⁶⁾。そして更には、昭和29(1954)年3月に全日本撓競技連盟と全日本剣道連盟が合併し、新たに全日本剣道連盟として一本化されると⁸⁷⁾、昭和31年4月には「新しい剣道が一般社会や学校に普及発展してきた情勢からして従来の撓競技は当然広義の剣道の中に包含されるべきものであるとの結論⁸⁸⁾に至り、「撓競技は剣道の中の一種目として取扱⁸⁹⁾られるようになったのである。

このような趨勢を背景として、昭和29(1954)年8月22日から26日の5日間に渡って北海道旭川市で開催された第9回国民体育大会には、しない競技と併せて剣道が「『オープン』競技として」⁹⁰⁾参加することになり、本大会ではその2競技が実施された。しかしながら、本大会では、男子のしない競技は前回大会と同様に高校生(個人戦)、教職員(個人戦)、一般(個人戦、団体戦)の4部門が実施されたものの、女子によるしない競技は「公開演技」として格下げされたため⁹¹⁾(写真3参照)、前回、前々回大会のようなトーナメント方式による試合は行われなかった。



写真3 第9回国民体育大会に「公開演技」として参加したしない競技の女子選手
全剣連三十年記念史編集委員会編『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟、1982、p.39より転載。

その後、昭和30(1955)年10月30日から5日間、神奈川県で開催された第10回国民体育大会では⁹²⁾、同年3月23日に全日本剣道連盟が日本体育協会への加盟を承諾されたことで、しない競技と剣道は「正式種目」として参加することが認められるとともに、それぞれの男子団体戦のみが実施された⁹³⁾。つまり、本大会におけるしない競技の試合は、男子による団体戦(府県対抗)のみに絞られてしまったのである。一方、女子によるしない競技は、前回大会と同じく「公開演技」として実施されはしたが⁹⁴⁾、翌31(1956)年に兵庫県で開催された第11回国民体育大会では、先述したように、「撓競技は剣道の中の一種目として取扱⁹⁵⁾られるようになったことに加えて、昨年度の種目の他に高等学校剣道(道府県対抗(男子⁹⁶⁾団体戦))の参加が認められたことから、その主導権は剣道に移行するとともに、「公開競技」としての女子によるしない競技も実施されなくなってしまった。

そして昭和32(1957)年10月26日から同30日にかけて静岡県で開催された第12回国民体育大会では⁹⁷⁾、同年5月20日付の文初中第285号により、「従来中学校・高等学校で実施している『しない競技』と高等学校で実施している『剣道』との内容を整理統合し、『学校剣道』として中学校・高等学校で昭和三十二年度から実施できる」⁹⁸⁾ようになったことをうけ、参加競技名もそれまでの「剣道・撓競技」⁹⁹⁾から「剣道」¹⁰⁰⁾に変更された。そのため、本大会では女子のしない競技が実施されることはなく、男子によるしない競技も今回の都道府県対抗の団体戦を最後に、その実施が中止されるに至ったのである。翌33(1958)年10月19日から同23日まで開催された第13回国民体育大会からは¹⁰¹⁾、「将来高校の参加チーム数および選手数を出来るだけ増加する意味において、その内容を一般の部、高校の部の二種目」¹⁰²⁾(何れも男子)とする剣道のみが実施されるようになっている。

以上のように、国民体育大会におけるしない競技は、昭和27(1952)年に公開競技として参加して以降6年間実施された。その中でも女子によるしない競技は「公開演技」を含めても4年という短期間しか実施されなかったが、全日本撓競技連盟関係者においては、しない競技の普及対象として、男子のみならず、戦前においては剣道にほとんど触れる機会がなかった女子をもその範疇に入れることで、女子に対して剣道の興味を持たせようと考えていた。当時、全日本撓競技連盟の理事を務めていた大島功と庄子宗光の両者は、「新しいスポーツとしての剣道について」と題する座談会において、女子によるしない競技について以下のように言及しているからである¹⁰³⁾。

大島 僕は撓競技をこういうふう考えている。
…中略…

(撓競技を——引用者注)案出してみると、従前の剣道と違った新しい効果がある。例えば幼少年者、婦人などが入り易い形を持っている。今からやる人にとっては大いにいい影響を与えらると思う。これによって剣道に通ずることができるかと確信した。だからその当時、別個のものということで進駐軍と交渉して、学校体育にも採用されるようになったが、やがては剣道と一本化すべきもの、剣道の修練の一方面を担当すべきもの、そうした気持ちになっております。

庄子 どこの町へ行っても、子供たちは棒切れを持つとチャンバラをやっている。これは必ずしもチャンバラ映画の影響だけでなく、本能的な何かがあるね。こういう点をうまく伸ばしてやれば、撓競技とも結びつくだろうし、そこで素地をつくって剣道が好きになれば、剣道をやらせるようにすれば、剣道の基礎も広がると思います。

このように、女子に対しても剣道の基盤をしない競技の中で培わせ、やがては女子に剣道を行わせていこうとする意向がみてとれるのである。こうした趨勢を背景に、その当時、しない競技を行った女子にとって剣道は魅力的なものに映り、次第にその関心を剣道へと移行させていく。その結果、「昭和30年代頃から少しずつ剣道をやする女性が増え始め」¹⁰⁴⁾、その後の女子剣道の隆盛へと繋がっていったと追わねばならない。

5. 結び

本研究は戦後剣道の復活過程において女子のために剣道がどのように誕生せしめられ、受容されていったのかに着目し、女子剣道の誕生に果たしたしない競技の役割を明らかにするものであった。検討した結果を整理すると以下のようにまとめられる。

1. 江戸時代において女子の教養としての武芸へと昇華した薙刀は、明治20年代(1887-1896)以降、それを女子体育の一教材として正課採用させるために、小沢卯之助らによって薙刀体操が考案された。その結果、明治43(1910)年には課外活動としてではあったが、女子教育に適した教材として初めて採用されることになった。そしてその体操としての薙刀は、大正2(1913)年に制定された学校体操教授要目の中でも課外における女子の教材として採用され、昭和11(1936)年の第二次改正学校体操教授要目では女子師範学校、高等女学

校、女子実業学校の正課の体操科教材に加えられた。このことによって、女子体育の運動教材としての薙刀は急速に普及していった。更に戦時体制が進む中で、昭和16年(1951)年に国民学校の女児にも薙刀を課すことが認められたのに弾みを得て、中等学校及び師範学校の女子に対しても薙刀は必修科目として認められていく。ここに至って初めて統一された薙刀の教授要目並びに実施細目が示されることとなった。このように、戦前において女子は主として薙刀を行ってきたのであるが、その反面剣道に触れる機会を失っていった。

2. 一方、戦前の日本において戦争の高揚を図るために剣道がその手段として利用されたという理由から、戦後、連合軍(GHQ)は日本の伝統的武道、特に剣道の公的実施を禁止した。そのため剣道関係者たちは、その復活を果すべく、様々な努力を試みていった。その一つがスポーツとしての剣道、すなわち「しない競技」の考案とその普及活動であった。このしない競技は、大衆スポーツの立場から、簡易に、安価に、安全にできるという主旨のもとに、スポーツの立場から剣道を見直すことによって考案されたもので、その競技法は、竹刀を「袋しない」に代え、剣道の得点制(三本勝負)を時間制(一定の時間の間に得点の多いものを勝ちとする法)にして、剣道の基本技術を破壊しない範囲内において武術的要素を取り除き、競技の安全性を計ったものであった。特筆すべきは、その競技規程に「女子はスカートにても可」と定められていることである。男子のみならず、女子をも対象者として想定していたからである。
3. 昭和25(1950)年に結成された全日本撓競技連盟は、同連盟が設立時に定めた「全日本撓競技連盟規則」に基づき、当時スポーツの祭典として全国各地で開催されていた国民体育大会において、しない競技を主催するなどその普及に尽力した。そのしない競技は昭和27(1952)年の第7回国民体育大会からまず「公開競技」として参加を果たしている。本大会で何より注目すべきことは、男子によるしない競技(府県対抗一般団体、青年個人、一般個人)と併せて、女子によるしない競技(一般個人)が実施されていたことである。その後、国民体育大会における女子のしない競技は、昭和30(1955)年に神奈川県で開催された第10回大会を最後に幕が降ろされているように、僅か4年間(第9回、第10回大会は「公開演技」という短期間しか実施されなかった。しかしながら、全日本撓競技連盟関係者は、しない競技の普及対象を、男子のみならず、戦前においては剣道に取

り組む機会がほとんどなかった女子をもその競技に取り込んだが、それは女子剣道の基盤をしない競技の中で培い、将来は女子にも剣道を行わせようという意図によるものであった。つまり、その当時にて、しない競技を経験した女子にとって剣道は魅力的なものに映るとの判断が働くと考え、それが実現すれば剣道への移行が容易になると考えたのである。

以上を勘考すると、戦後日本における女子剣道は、終戦直後において剣道の復活を果すべく試みられたスポーツとしての剣道、すなわち「しない競技」が男子のみならず女子に実施されたことで、それに通ずる剣道への関心が戦前においては剣道にほとんど携わることのなかった女子にも次第に抱かれ、昭和30年代頃から少しずつ剣道を行う女子が増え始め、その後の女子剣道の隆盛へと繋がっていったと追わねばならない。つまるところ、剣道の全面禁止によって誕生した西洋の合理性を取り入れた方法と伝統的技法が融合してしない競技が誕生、これが当初から女子をも対象にしていたことから、女子のための剣道の道が拓かれたと考えるべきである。

6. 注記および引用・参考文献

- 1) 全日本剣道連盟が設立55周年記念事業として、初めて剣道の人口を全国規模に調査したもので、全国各剣道連盟の協力のもと「剣道人口構成、活動主体、有段・無段別、都道府県別分布などについて」明らかにされた（『月刊剣窓』第321号、全日本剣道連盟、2008、pp. 4-5）。
- 2) 『月刊剣窓』第321号、全日本剣道連盟、2008、p. 5
- 3) 同上書、p. 5
- 4) しない競技の「しない」の表記については、民間レベルでは「撓」と「しない」（時には「シナイ」）が併用されているが、公的には「しない」が用いられている。そこで本研究では「しない」と記述していく。しかしながら、本論を展開するなかで、例えば「全日本撓競技連盟」という固有名称や引用文において「撓」が使用されている場合には、この表記を用いる。
- 5) 関東学生剣道連盟編『関東学生剣道連盟・五十周年記念誌』関東学生剣道連盟、2002、pp. 2-3
- 6) 中野八十二「剣道の技術史」『スポーツの技術史』大修館書店、1972、pp. 275-276
- 7) 高野一宏「撓競技（Shinai Game）の研究—剣道の競技化の過程における一変容—」『見形道夫先生退職記念論集 体操とスポーツと教育と』大空社、1989、p. 52
- 8) 全日本剣道連盟編『財団法人全日本剣道連盟 五十年史』全日本剣道連盟、2003、p. 14
- 9) 文部省編『学校しない競技指導の手びき』東風社、1952、p. 1
- 10) 全日本撓競技連盟編『撓競技—規程の解説と基本—』妙義出版社、1951、p. 24
- 11) 但し、昭和27（1952）年4月より中学校以上の学校体育の教材として採用されたしない競技では、その「指導の対象は男子の学生生徒におき、女子の問題は考慮しない」とされた。それ故、文部省が昭和28（1953）年に発行した『学校しない競技指導の手びき』に掲げられる競技規程では、その「服装はシャツ、ズボンおよび運動ぐつ（またはたび）を用いる」（文部省編『学校しない競技指導の手びき』東風社、1952、p. 48）と示されているように、女子の服装（スカートを着用してもよいこと）については言及されていない。
- 12) 坪井三郎、中林信二『〈現代剣道講座 第1巻〉剣道の歴史編』百泉書房、1971、p. 193
- 13) 女子剣道史に関する先行論文として、以下のものがあげられる。
 - ① 庄子宗光「女子剣道の隆盛」『改定新版剣道百年』時事通信社、1976、pp. 620-621
 - ② 小沢博「日本人の女性観と女子剣道」『女性剣道教室』島津書房、1988、pp. 23-38
 - ③ 境英俊「女性と剣道」『教育剣道の科学』大修館書店、2004、pp. 24-25
 - ④ 大塚真由美「女性剣道の普及と発展」『剣道を知る事典』東京堂出版、2009、pp. 162-163
 - ⑤ 小沢博「女子剣道の歴史と課題 第三回 戦後剣道界の動きと小林節子先生」『月刊 武道』日本武道館、2011、pp. 68-75
 - ⑥ 前田シン子「大会が女性の剣道の歴史を物語る」『女性のための剣道指導ハンドブック』体育とスポーツ出版社、2012、pp. 56-59
- 14) これらの領域に関する先行論文として、以下のものがあげられる。
 - ① 小沢博「女子剣道の興隆」『新体育学講座 第49巻 コーチ学（女子剣道編）』道遥書院、1981、pp. 38-45
 - ② 全日本剣道連盟「剣道連盟結成前の状況」『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟、1982、pp. 18-46
 - ③ 全日本剣道連盟「全日本女子剣道選手権大会」『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟、1982、pp. 277-283
- 15) 前嶋ひろみ「『薙刀（長刀）』から「なぎなた」へ」『神戸女学院大学論集』第53巻第2号、神戸女学院大学、2006、p. 182
- 16) 小沢卯之助（1865-1927）は、明治29年（1896）に『武道改良教授武術体操論』（小林仙鶴堂）、同30（1897）年に『武術体操法』（大日本図書）を相次いで出版し、その中で剣術・薙刀・棒術などの体操化を試み、後に『薙刀体操法』（宝文館、1903）、『改正薙刀体操法（上下）』（学海指針社、1908）を出版して本格的に薙刀体操の普及を図っている（中村民雄『今、なぜ武道か—文化と伝統を問う—』日本武道館、2007、p. 339）。
- 17) 「師範学校長會議答申事項施設方」（1910）『史料明治武道史』新人物往来社、1971、p. 776
- 18) 明治28（1895）年に日本の伝統武術を研究・保存・普及することを目的に設立された大日本武徳会においても、同37（1904）年7月31日に、「薙刀術」を同会の「奨励武術」として位置づけている（アレキサ

- ンダー・ベネット「なぎなたの歴史とその精神」『武道論集Ⅰ—武道の歴史とその精神—』国際武道大学 武道・スポーツ科学研究所, 2008, p. 87).
- 19) 開発社編『学校体操教授要目』開発社, 1913, p. 39
 - 20) 文部省編『昭和十一年改正学校体操教授要目』内閣印刷局, 1939, p. 3
 - 21) 文部省普通学務局編『国民学校令及国民学校令施行規則』内閣印刷局, 1941, p. 21
 - 22) 中村民雄「近代雑刀小史」『近代なぎなた名著選集 第八巻 近代雑刀小史 称号受有者一覧 大会記録(1)』本の友社, 2004, p. 20
 - 23) 文部省編『昭和十一年改正学校体操教授要目』内閣印刷局, 1939, p. 3
 - 24) 大塚真由美「女性剣道の普及と発展」『剣道を知る事典』東京堂出版, 2009, p. 162
 - 25) 全日本剣道連盟編『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟, 1982, p. 168
 - 26) 全日本剣道連盟編『財団法人全日本剣道連盟 五十年史』全日本剣道連盟, 2003, p. 285
 - 27) 中野八十二, 坪井三郎『図説剣道事典』講談社, 1970, p. 62
 - 28) 庄子宗光『改定新版剣道百年』時事通信社, 1976, p. 620
 - 29) 二木謙一, 入江康平, 加藤寛編『日本史小百科〈武道〉』東京堂出版, 1994, p. 210
 - 30) 庄子宗光『剣道五十年』時事通信社, 1956, p. 226
 - 31) 全剣連三十年記念史編集委員会編『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟, 1982, p. 19
 - 32) 庄子宗光『改定新版剣道百年』時事通信社, 1976, p. 205
 - 33) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第二十五巻』大日本雄弁会講談社, 1958, pp. 544-547
 - 34) 庄子宗光『剣道五十年』時事通信社, 1956, p. 228
 - 35) 坪井三郎, 中林信二『〈現代剣道講座第1巻〉剣道の歴史編』百泉書房, 1971, p. 184
 - 36) 近代武道研究会編『武道のあゆみ90年』商工財務研究会, 1961, p. 38
 - 37) 小沢博「剣道の禁止から全剣連発足まで」『財団法人全日本剣道連盟 五十年史』全日本剣道連盟, 2003, p. 160
 - 38) 野田千三「戦後剣道のあゆみ 政治とのかかわりを中心として」『剣道』第1巻第1号, 正高社, 1976, p. 56
 - 39) 庄子宗光『剣道五十年』時事通信社, 1956, p. 230
 - 40) 近代武道研究会編『武道のあゆみ90年』商工財務研究会, 1961, pp. 112-113
 - 41) 原園光憲『剣道の復活 附録笹森順造先生註解『闘戦経』』書房高原, 1972, p. 194
 - 42) 第五十回記念早慶対抗剣道史編纂委員会編『第五十回記念早慶対抗剣道史』第五十回記念早慶対抗剣道史編纂委員会, 1985, p. 178
 - 43) 全剣連三十年記念史編集委員会編『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟, 1982, p. 20
 - 44) 近代武道研究会編『武道のあゆみ90年』商工財務研究会, 1961, pp. 125-126
 - 45) 坪井三郎, 中林信二『〈現代剣道講座第1巻〉剣道の歴史編』百泉書房, 1971, p. 189
 - 46) 中村民雄編『史料 近代剣道史』島津書房, 1985, p. 106
 - 47) 渡辺敏雄『剣道の歴史と哲学』日本出版放送企画, 1988, p. 7
 - 48) 見形道夫「戦後剣道のあゆみ 私の一考察」『剣道』第1巻第4号, 正高社, 1976, p. 16
 - 49) 関東学生剣道連盟編『関東学生剣道連盟・五十周年記念誌』関東学生剣道連盟, 2002, p. 29
 - 50) 同上書, p. 29
 - 51) 本大会には「全国から60団体(3人1チーム)と, 約200名の個人選手が参加」したとされている(中野八十二, 坪井三郎『図説剣道事典』講談社, 1970, p. 50).
 - 52) 中村民雄『剣道事典—技術と文化の歴史—』島津書房, 1994, p. 270
 - 53) 中野八十二, 坪井三郎『図説剣道事典』講談社, 1970, p. 51
 - 54) 同上書, p. 51
 - 55) 近代武道研究会編『武道のあゆみ90年』商工財務研究会, 1961, pp. 82-84
 - 56) 海後宗臣編『資料戦後二十年史 5 教育』日本評論社, 1966, p. 17
 - 57) 同上書, p. 17
 - 58) 中野八十二「中学校剣道の諸問題」『体育科教育』8月号, 1957, p. 13
 - 59) 同上書, p. 13
 - 60) 林三清『剣道宝典』瑞穂社, 1953, p. 49
 - 61) 中野八十二, 坪井三郎『図説剣道事典』講談社, 1970, p. 51
 - 62) 全剣連三十年記念史編集委員会編『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』全日本剣道連盟, 1982, p. 29
 - 63) 高野一宏「学校剣道の復活—しない競技の果たした役割を中として—」『日本体育・スポーツ教育大系 全15巻 第8巻 武道・格技』教育出版センター, 1994, pp. 134-135
 - 64) 第五十回記念早慶対抗剣道史編纂委員会編『第五十回記念早慶対抗剣道史』第五十回記念早慶対抗剣道史編纂委員会, 1985, p. 178
 - 65) 全日本撓競技連盟編『撓競技—規程の解説と基本—』妙義出版社, 1951, p. 10
 - 66) 同上書, p. 10
 - 67) 全日本撓競技連盟では, これら2つを含む以下の諸点を, しない競技の特質として挙げている(全日本撓競技連盟編『撓競技—規程の解説と基本—』妙義出版社, 1951, pp. 9-11).
 - (一) 人間の自衛本能を巧みに取入れ、之を應用して純正な体育化した方人向の快活明朗で高雅な競技である。…中略…
 - (二) 試合には時間と場所に一定の制限を設け其の範囲内で活動する合理性を持たせた得点制である。…中略…
 - (三) 一撃必殺とか、肉を切らせて骨を切るとかの戦闘的なものではない。寧ろ護身防禦体技活動を習う間に自然に相手の体に生じた隙に瞬息の刹那に巧妙に撓を当て、相手を反省させて導きつゝ得点を挙げる頗る人道主義的で而も興奮的感興の伴う競技である。…中略…
 - (四) 勝を制しようとして相手の活動を不当に妨ぐ

- る暴力的行為や洞喝の掛声などを禁止し、軽快で痛疼や怪俄の心配がないから小兒女子にも愛好される競技である。…中略…
- (五) 初心者から熟練者に至る技術に應じて、クラス別に試合を行うから老幼男女誰でもやれる。又運動競技年令が長く高令者でも愉快地練習が出来る競技である。…中略…
- (六) 短時間でも運動量は充分とれるし又継続時間は自主的に決し得るから過激に墮ることはない。
- (七) 二人以上なら幾人でもやれる。…中略…
- (八) 試合方法は個人、団体、両様あり。又特点法は種々変化あつて興味が深い。…中略…
- (九) 用具は簡單低廉で容易に備えられるし、屋内でも、屋外でも四季、天候、晝夜の別なく行われる。…中略…
- (十) 進歩するに従つて益々巧妙な技術を要し、高次のな競技となつて千変万化し、その興趣深奥に入り精妙遂に極まる所を知らない。
- 68) 全日本撓競技連盟編『撓競技—規程の解説と基本—』妙義出版社、1951, p. 24
- 69) 中野八十二、坪井三郎『図説剣道事典』講談社、1970, p. 52
- 70) 同上書, p. 52
- 71) 「全日本撓競技連盟会則」(1951)『史料 近代剣道史』島津書房、1985, p. 107
- 72) 同上書, p. 107
- 73) 「第13回国民体育大会」日本体育協会、1958, p. 10
- 74) 都道府県体育協会連絡競技会『国民体育大会の歩み』(増補改訂) 都道府県体育協会連絡競技会、1980, p. 405
- 75) 「第7回国民体育大会秋季大会」日本体育協会、1952, p. 155
- 76) 同上書, p. 155
- 77) 「第8回国体」日本体育協会、1953, p. 167
- 78) 同上書, p. 170
- 79) 同上書, p. 167
- 80) 湯野正憲「剣道寒稽古の指導と管理」『学校体育』29年第1号、日本体育社、1954, p. 49
- 81) その主な特徴は、以下6つの点が挙げられる(庄子宗光『改定新版剣道百年』時事通信社、1976, p. 225)。
一、剣道の試合は一定の区域内で行われることとなり、この区域外に出る時は反則を科せられる。
二、試合に一定の時間を設けた。
三、不法な体当たり、暴力行為、足捌み等を禁止した。
四、一定の行為を反則とし、反則者には罰則を科すこととした。
五、服装は必ずしも稽古着、袴を必要とせず、シャツ、ズボンでも差支えないこととした。
六、審判制を合理化するために審判員を三名とし、三人同権でその多数決によって採否を決定することとした。
- 82) 国分国友、中寛和『剣道』清風学園教育研究所、1983, p. 21
- 83) 「学校における剣道の実施について」(文初中第385号、1953)『史料 近代剣道史』島津書房、1985, p. 212
- 84) 庄子宗光『改定新版剣道百年』時事通信社、1976, p. 231
- 85) 湯野正憲「剣道寒稽古の指導と管理」『学校体育』29年第1号、日本体育社、1954, p. 49
- 86) 高野一宏「撓競技 (Shinai Game) の研究—剣道の競技化の過程における一変容—」『見形道夫先生退職記念論集 体操とスポーツと教育と』大空社、1989, p. 60
- 87) 庄子宗光、村上貞次『剣道早わかり—改訂増補版—』ベースボール・マガジン社、1978, p. 32
- 88) 「第12回国民体育大会」日本体育協会、1957, p. 148
- 89) 同上書, p. 148
- 90) 「第9回国民体育大会」日本体育協会、1954, p. 156
- 91) 同上書, p. 158
- 92) 「第10回国民体育大会」日本体育協会、1955, pp. 21-23
- 93) 同上書, pp. 144-147
- 94) 同上書, p. 145
- 95) 「第12回国民体育大会」日本体育協会、1957, p. 148
- 96) 日本体育協会が作成した「第11回国民体育大会」(大会プログラム)では、「高等学校剣道」、「高校剣道」、「剣道高校の部」との記載しかないのである(「第11回国民体育大会」日本体育協会、1956, pp. 162-166)、その参加対象(性別)を判断することはできないが、本大会の結果がまとめられている『国民体育大会50年のあゆみ [競技記録編]』には、「剣道高校男子」とあるので、その参加対象は男子であったことがわかる(日本体育協会編『国民体育大会50年のあゆみ [競技記録編]』日本体育協会、1998, p. 436)。
- 97) 「第12回国民体育大会」日本体育協会、1957, pp. 20-26
- 98) 現代日本教育制度史料編集委員会編『現代日本教育制度史料 12』東京法令出版、1986, p. 478
- 99) 「第11回国民体育大会」日本体育協会、1956, p. 164
- 100) 「第12回国民体育大会」日本体育協会、1957, p. 147
- 101) 「第13回国民体育大会」日本体育協会、1958, pp. 14-16
- 102) 同上書, p. 180
- 103) 「新しいスポーツとしての剣道について」(1953)『改定新版剣道百年』時事通信社、1976, p. 642
- 104) 小沢博『女性剣道教室』島津書房、1988, p. 37

<連絡先>

著者名：新里知佳野

住 所：東京都世田谷区深沢7-1-1

所 属：日本体育大学運動方法(剣道)研究室

E-mail アドレス：shinzato@nittai.ac.jp